

別表
資料別収集基準

表現のレベル: 0 < 1 < 2 < 3 < 4 < 5 < 6 < 7 < 8
 収集対象としない < 試験的に < 厳選して < 精選して < 必要に応じて < 幅広く < できるだけ < 積極的に < 網羅的に

区分	資料の種別	収集の基準
1 図書資料	一般図書	<ul style="list-style-type: none"> ・全分野にわたり、専門的資料を中心に、幅広く収集する。 ・主要な全集、講座は、積極的に収集する。 ・受賞作品は、積極的に収集する。 ・書評に採り上げられ話題となった資料はできるだけ収集する。 ・刊行点数の少ない主題、希少な研究分野の著作については、蔵書構成を考慮して、必要に応じて収集する。 ・改訂版、増補版及び年版については、内容的に改訂や継続性等の意義を考慮して、必要に応じて収集する。 ・実用書、入門書は、精選して収集する。 ・豪華本、愛蔵版は資料的価値、利用見込み等を考慮して厳選して収集する。 ・図書館学に係わる資料は、網羅的に収集する。 ・子どもの読書、子どもの本に関する研究資料は、積極的に収集する。 ・ヤングアダルト(中・高校生)向け資料は、幅広く収集する。 ・漫画は、主題を考慮した上で、評価の定まったものを厳選して収集する。 ・叢書は精選して収集する。
	参考図書	<ul style="list-style-type: none"> ・辞典、事典、便覧、図鑑、年鑑、書誌、索引、統計、白書、名簿、法令、年表、地図など 調査研究のための資料を積極的に収集する。
	官公庁刊行物	<ul style="list-style-type: none"> ・中央官庁刊行物は網羅的に収集する。 ・他の都道府県、県外市町村の刊行物は、内容が地域的でないものを、必要に応じて収集する。但し、各県史は網羅的に、関東地方の市町村史はできるだけ収集する。
	郷土資料	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県に関する事項や人物について次にあげる資料は網羅的に収集する。 郷土、郷土人及び郷土に関する事物を直接主題にしたものもとより、一部分でも郷土及び郷土人についての記述のある資料。 郷土人の著作物。 郷土で発行された印刷物。 自治体刊行物。 * 郷土及び郷土人の範囲は次のとおりとする。 郷土: 現在の群馬県全域及び歴史的、今日的に密接な関連を有する隣接地及び関係地域。 郷土人: 郷土出身者及び郷土関係者 郷土出身者: 生没、居住等生涯の全てを郷土に過ごした人、 郷土を出たが郷土人として誇りとなる業績のある人、 他郷で出生したが、郷土に定住するか、子孫が永住して特に関係が深い人。 郷土関係者: 他郷出身であるが、郷土に居住し又は半生を過ごし、郷土に影響を与えるか業績のあった人、 父母その他が郷土出身者で、郷土と切りはなし得ぬ関係にある人、 上記郷土人の概念に当てはまらないが、一般通念として郷土人と認められている人。
	児童書	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの各発達段階に応じた内容のものを、各分野にわたり幅広く収集する。 ・0歳児から小・中学生までを対象とした資料を幅広く収集する。 ・郷土の児童作家の著作物は網羅的に収集する。 ・県内団体の推薦図書並びに読書感想文及び感想画課題図書は積極的に収集する。 ・受賞作品は積極的に収集する。 ・外国語に翻訳された日本の作家の絵本・児童文学は、幅広く収集する。 ・漫画は、主題を考慮した上で、評価の定まったものを厳選して収集する。
	大活字本	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や視覚障害者のための資料として、積極的に収集する。
	古書	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土資料の収集と欠本補充を目的とした資料を必要に応じて収集する。 ・叢書、全集及び基本図書の整備と欠本補充を目的とした資料を必要に応じて収集する。 ・汚破損本等で廃棄対象となった資料のうち、必要な図書の補充を目的とした資料を必要に応じて収集する。
	外国語資料	<ul style="list-style-type: none"> ・文学及び全分野にわたる古典的名著を厳選して収集する。 ・日本について書かれた資料、日本を紹介する資料及び和書の翻訳を厳選して収集する。 ・海外のベストセラー及び受賞作を必要に応じて収集する。 ・収集対象の言語は英米語を中心とするが、県内在住外国人のための多国語資料を厳選して収集する。 ・日本語では対応していないレファレンス資料については、厳選して収集する。

2 パンフレット	パンフレット リーフレット 絵はがき	・図書との関連を考慮し、調査研究に必要な資料、特に他の出版物には求められない内容のものを厳選して収集する。
3 逐次刊行物	新聞	・市販の主要紙は幅広く収集する。 ・業界紙、専門紙は厳選して収集する。 ・県外の地方紙は収集の対象としない。 ・県内発行紙は網羅的に収集する。
	雑誌	・市販の雑誌の内、県民ニーズの高い資料から調査研究に必要な学術誌、専門誌まで幅広く収集する。 ・県内発行誌は網羅的に収集する。
4 視聴覚資料	音響資料	・芸術的、記録的及び伝統的価値が高く、評価の定まった資料を精選して収集する。 ・郷土及び郷土人の作品は、積極的に収集する。
	映像資料	・映画、音楽、美術、地理、歴史、社会、自然、スポーツ及び文芸などの資料を厳選して収集する。
	点字図書 録音図書	・点字図書館との役割分担を考慮して収集対象としない。
5 マイクロフィルム	マイクロフィルム	・印刷資料では入手困難な資料、取扱に利便性のある資料について、保存性も考慮して新聞を中心に、一般的に普及している35ミリマイクロフィルムで、必要に応じて収集する。
6 電子資料	電子出版物 (CD-ROM、 DVD-ROM等)	・検索機能等、印刷媒体では得難い機能を有する資料のうち、調査研究に役立つ資料を、厳選して収集する。
	電子情報 (ネットワーク系情報)	・オンラインで提供される資料は、調査研究に役立つ資料を幅広く収集する。
7 団体貸出文庫	町村一括貸出図書	・町村一括貸出のため、読書普及に役立つもの及び町村からの要望を反映した資料を必要に応じて収集する。
	子ども文庫	・学校支援のための資料として、朝の読書活動、調べ学習及び読み聞かせ用資料を、必要に応じて収集する。
	読書会用図書	・読書会用のテキストは、厳選して複本で収集する。